

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社会福祉法人  
特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

1 目的 次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と生活の調和に資する環境づくりを進め、職員の心身の健康維持と職務意欲の向上を目指す

2 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間

### 3 内容

目標1：所定外労働時間を削減するためにノー残業デーを設定、導入する。

〈対策〉

- 平成 23 年 4 月～ 職員への所定外労働時間の現状調査。
- 平成 24 年 4 月～ 検討委員会の設置および導入の検討開始。
- 平成 25 年 4 月～ ノー残業デーの導入実施。  
職員に対しての周知及び所長会等で管理職による実情把握・それに向けた改善策の検討を実施

目標2：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

〈対策〉

- 平成 23 年 4 月～ 職員へのアンケート調査の実施、実態把握。
- 平成 24 年 4 月～ 年に2回年休取得状況をとりまとめ、問題解決に向けた対策を検討する。

目標3：育児制度に関して、法人内の出産育児支援制度等のパンフレットや一覧表を作成し、周知徹底を図る。

〈対策〉

- 平成 23 年 4 月～ 法人独自の育児制度のパンフレットや一覧表等作成のための担当委員会を発足する。
- 平成 24 年 4 月～ 実際に制度を利用しやすくするために、所長会等で制度の周知を実施する。
- 平成 25 年 4 月～ 周知の結果、実際に上記制度を利用しているかについて、利用者を対象とした事後アンケートを実施し改善を図る。